

令和4年第6回下松市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和4年6月23日(木) 午後1時30分～午後2時10分
- 2 開催場所 下松市役所 5階 501会議室
- 3 出席委員等
教育長 玉川 良雄
委員 江口 雄二
委員 篠原 照男
委員 林 哲人
委員 木佐谷 真理子
- 4 会議に出席した事務局職員
教育部長 河村 貴子
教育次長 今谷 昌博
学校教育課長 藤田 康伸
学校給食課長 小林 政幸
生涯学習振興課長 引頭 康行
図書館長 長弘 純子
- 5 会議の書記 教育総務課課長補佐 金子 麻紀
- 6 会議録の署名委員 江口 雄二 木佐谷 真理子
- 7 会議の傍聴人 0人
- 8 会議に付した議題
 - (1) 議案第15号 下松市教育委員会共催及び後援に関する要綱について
 - (2) 報告第18号 専決処分について
 - (3) 報告第19号 下松市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱について
 - (4) 報告第20号 下松市立小中学校児童生徒善行表彰について

9 会議の付議の顛末

○**教育長** それでは、ただいまより令和4年第6回下松市教育委員会会議定例会を開催いたします。

本日の議事録署名委員は、江口委員、木佐谷委員でお願いいたします。

それでは、本日の議事について審議を行います。

(1) 議案第15号 下松市教育委員会共催及び後援に関する要綱について

○**教育長** 議案第15号、下松市教育委員会共催及び後援に関する要綱についてを議題といたします。

提案者は、説明をお願いいたします。引頭生涯学習振興課長。

○**生涯学習振興課長** 議案第15号、下松市教育委員会共催及び後援に関する要綱について提案説明いたします。

資料のほうは本日配らせていただいております。

教育委員会の共催や後援に関しましては、平成7年に要綱を制定しており、その要綱に基づいてこれまで運用しております。一方で、平成26年に下松市が市長といいますか市が後援、共催をする要綱が、市のほうで制定されております。この両要綱に若干違いがありますので、教育委員会の共催や後援の基準や手続と市長部局のものとは若干異なって運用に違いがあるという状態でありました。そこでこのたび教育委員会の要綱を全面的に見直して市長部局と取扱いを同じとする、そういう要綱の改正を行うものであります。

具体的な変更点といたしましては、第2条に共催と後援が、こういうものだということで定義づけをしております。

第3条以下で手続について定めたり、今までなかった様式を定めたり、また許可基準や手続は市長部局に準じたものとする、そういった規定にしております。

説明は以上です。

○**教育長** それでは、ただいまの説明につきまして、意見、質問がありましたら、挙手してからご発言ください。江口委員。

○**委員** 今、市の共催とか後援、これは年に何本ぐらいあるのですか。

○**教育長** 引頭生涯学習振興課長。

○**生涯学習振興課長** 市のほうは、市が受けるものもたくさんございますので、ちょっと把握しておりませんが、教育委員会は大体年間150件程度。ほとんどが後援です。

○**委員** ほとんどが後援。

○**生涯学習振興課長** はい。スポーツ少年団の大会であったり、スターピアで開催される文化的な事業だったり、そういうものになります。

○**委員** 共催はごく一部ということですね。

○**生涯学習振興課長** 共催はほとんどありません。

○**委員** もしあったとしたら、その共催はどういった会合というか、内容でしたか。

○**教育長** 県の教育委員会とかが主催する行事ですね。それで市とか教育委員会の共催を依頼してくる場合もあると思うし、あと県校長会行事が下松市で開催されたときに。

○**委員** ああ、全県的なものになっている。

○**教育長** はい。あれも共催したのではないかと思います。

○**委員** ああ、なるほどね。

- 教育長** 大きな上部団体や、公的な団体が依頼に来たときには共催で。
- 委員** いや、なかなか共催というのはできないと思いますよ、しっかりしないと。
- 教育長** もう一点よろしいですか。断ったケースというものはあるのですか、共催とか後援を。把握されていたらお願いいたします。引頭課長。
- 生涯学習振興課長** 過去には営業的な、民間企業が実施するような営業的なものについては断ったことがございます。
- 委員** 逆に名前を使われたけれども、後でまずかったなということありますか。
- 教育長** 引頭課長。
- 生涯学習振興課長** 知っている限りではございません。
- 委員** ない。ならいいです。
- 教育長** それともう一点いいですか。今回、市の要綱に準じて改正をしていくということですけど、これまで教育委員会は教育委員会独自に情報を持っていたわけですが、市と教育委員会の考え方がそれぞれの要綱で違うということで何か不都合か何かあったのですか。引頭課長。
- 生涯学習振興課長** 多少違っておりますので、提出していただく書類が違っていると、あと実際にどちらかが後援を認めて、どちらかが認められないとか、そういうケースが過去にはあったということもありました。
- 教育長** この様式関係で、具体的に変更があった箇所というのはどこになるのですか。
- 生涯学習振興課長** 例えば決定通知書です。
- 教育長** 決定通知書。
- 生涯学習振興課長** 決定書ではなくて第3号様式とか第4号様式は今までなかったもので、任意の様式でやっておりましたが、市のほうにはありました。同じような様式に変更しております。変更というか新たに規定したという形になります。
- 教育長** 承諾通知書を新たにつくったということですね。
- 生涯学習振興課長** そうです。
- 教育長** 種類、様式に合わせて。引頭課長。
- 生涯学習振興課長** そのとおりで、今まではもちろん通知はしておりましたけれども、規定はされておらなかったもので、今回規定して、その承諾する際には市長部局と同じような形にしました。
- 教育長** 分かりました。
- そのほかございますか。
- ないようですので、採決いたします。異議のある方は提案ありませんか。異議がないようですので、可決してよろしいでしょうか。
- それでは、議案第15号は全員異議なしということで可決いたします。

(2) 報告第18号 専決処分について

○**教育長** 次に、報告に入ります。報告第18号、専決処分についてを議題といたします。

担当者のほうで説明をお願いいたします。小林学校給食課長。

○**学校給食課長** 報告第18号、専決処分についてです。資料は1ページから3ページになります。

3ページにつきましては、今、卓上のほうに配付しておりますA3の資料、こちらのA3の資料のほうで。

このたびの市議会6月定例会に議案提出されました一般会計補正予算（第2号）における教育費関係の補正予算について専決処分を行いましたので、ご報告いたします。

資料3ページですが、小学校給食センター管理運営費、現計予算額3億2,990万9,000円の予算に、このたび300万の補正額を計上し、補正後の額を3億3,290万9,000円とするものです。

内容としましては、小学校給食センターにおけるガス代でございます。原油価格の高騰等によりLPガスの価格高騰が起りまして、今後ガス代の不足が見込まれるためガス代を補正するものです。

説明は以上になります。

○**教育長** それでは、質疑を行います。質問のある方は挙手をお願いいたします。江口委員。

○**委員** 今のところガス代だけですが、今後あと小麦の高騰とか電気代とかいうものの高騰する可能性がある、もう一部していますけれども、そういったことはもう含めて大丈夫ですか、予算を取らないで。

○**教育長** 小林学校給食課長。

○**学校給食課長** 今まず小麦の高騰ということで、給食センターの予算の中では賄い材料費というものがございます。今この食材等についての高騰という状況があります。今その状況を見ておりまして、そういった高騰によって対応するについて、国の臨時交付金というのがございます。物価高騰に対する交付金がございます。今この交付金についての活用について検討しているところです。

○**委員** なるほど。

○**学校給食課長** ですから、今後賄い材料費のほうで、国庫予算等不足が見込まれるということになりますと、また交付金の活用のほうも行っていきたいというふうに考えているところです。

そして電気代についてなのですが、電気代も同じように昨年度と比べましても、4月、5月はやはり価格が上がっている状況があります。今のところ当初予算の状況で、まだしばらく予算内で対応していけるかなというふうに感じているのですが、そういった電気代のほうの上昇が続きますと、今後不足が見込まれるときには、補正等も考えることに検討していく形になるかなというふうに考えております。

以上です。

○委員 分かりました。国会でもこれ問題になっていましたので、ある議員が質問していましたが、国会でもかなり面倒見ようという態度で今進んでいるようですね。ありがとうございました。

○教育長 そのほかございますか。

1点いいですか。電気代とガス代の高騰を、この補正でやっていくようになりますよね、補正で。そのときに子供たちの給食費のほうに、その上がった分を反映させることはないですよね。食料費は反映させることも今後あるかもしれないという考え方でよかったですか。小林課長。

○学校給食課長 そうですね。食材の高騰につきましては、賄い材料に反映という形になりますけれど、そのほかガス代、電気代については、直接反映というところには、反映する形には、額とはなっておりません。

以上です。

○教育長 上がったら上がったで、市のほうでそれは補正で対応していくということですね。

○学校給食課長 はい、補正で対応していく。

○教育長 分かりました。

そのほかございますか。

○委員 ちょっと余談ですが、今、牛乳が余っているという話がニュースで出ていますけれども、そういう牛乳をたくさん使用してくれということで、子供たちもたくさん飲めというようなことは、国から来ていませんか。

○教育長 小林課長。

○学校給食課長 牛乳について国から牛乳のほうについての通知とかというのは、今のところ届いていません。

○委員 ああ、そうですか。

○学校給食課長 学校給食課は、そういう通知はないところです。

○教育長 江口さん聞いていいですか。牛乳が余っているというのはどういうこと。

○委員 だぶついてきているというニュースがありましたよ。

○教育長 消費されないから。

○委員 はい、そうそう。だからたくさん子供たちに飲んでもらったらどうかという意見が出て、学校の給食でも少し日にちを増やして、たくさん飲ませたらどうかというような話が出ているところもあります、実際に。

○教育長 分かりました。そういう話は県ではないということですね。

○学校給食課長 そういう話はありません。

○委員 ないですね。

○学校給食課長 はい。

○教育長 分かりました。そのほか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項ですので、ご了承していただけたらと思います。

(3) 報告第19号 下松市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱について

○**教育長** 続きまして、報告第19号、下松市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

担当者のほうで説明をお願いいたします。藤田学校教育課長。

○**学校教育課長** 報告第19号、ページは4ページになります。下松市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱について、ご説明いたします。

特別支援教育就学奨励費のうち、学用品、通学用品購入費等については、これまでは保護者が負担した費用のうち国庫補助対象限度額を超えない範囲で実費の2分の1の額を支給しておりました。

このたび文部科学省から5月9日付、特別支援教育就学奨励費の学用品、通学用品費購入費の経費の算定方法についての通知を受けまして、その趣旨を踏まえて実費の2分の1支給から国庫補助対象限度額の定額支給に変更するために、要綱の一部を改めるものです。これにより実費を算出するために保護者が購入レシートを保管したり、提出したりすることが不要となります。保護者の負担軽減にもつながるということです。

なお、実際ほとんどのケースで実費の2分の1が支払い対象限度額をこれまで超えておりましたので、これが定額支給となっても支払い額に大きな変化はないというふうに考えております。

以上でございます。

○**教育長** それでは、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。木佐谷委員。

○**委員** 額に変化はないと。増えも減りもしない感じですか。

○**教育長** 藤田課長。

○**学校教育課長** 限度額を超えない範囲で実費を半分にした額が今までの支給額だったのですけれど、ほとんどの場合がその限度額を超えてらっしゃったので、皆さん大体限度額をもらっていらっしゃるといのが現状です。ですから、それを限度額に変えたとしても影響はないと、今までとほぼ変わりはない。

ただ、今まで限度額に2分の1でも行っていなかった方がちょっと得をするというのですかね、少し多めに頂くことになっていると。

○**教育長** 木佐谷委員。

○**委員** じゃ、2分の1はなかなかもらえない状態ではあったか、半分もらえない感じだったのですか、今までも今からも。

○**教育長** 藤田課長。

- 学校教育課長** このうち、もらえないとおっしゃるのは。
- 委員** もらえる額として、制服代とか結構値上がりしては来ているのですけれど、今までの状態でも2分の1はもらえていない状態で、基本的なものの金額は値上がりして、かかるお金は増えているけれど、結局その2分の1はもらえてなかった状態から、さらにもらえない感じにはなるということなのですか。
- 教育長** 藤田課長。
- 学校教育課長** 限度額というのが決まっております、おっしゃられるように実費の2分の1がそれを超えてしまっている場合もあると思いますので、そういう意味では実費の2分の1よりも少ない額が定額として支給されることに変わりありません。
- 委員** 分かりました。
- 教育長** いいですか。そもそも定額支給に変えていく、国の考え方というのはどういうところにある、狙いというか。藤田課長。
- 学校教育課長** 一つはご説明しましたように、まず保護者の負担といいますか、お金を支払うためにレシートを持っていて、それをためて申請するというのがあって、中にはレシートをなくされたり、それが全部そろわなかったりして申請を諦められるとか、額が足りないとかいう方もあったということなので、そういった意味で負担減ということが挙げられていました。
- 教育長** 市の申請率というのはどのぐらいかわかりますか。藤田課長。
- 学校教育課長** ちょっと率は分かりませんが、昨年度で小学校のほうで54名、それから中学校のほうで12名という感じになります。これを計算に入れていけば率が出るのかな。
- 教育長** かなり少ないですね。
- 学校教育課長** 特別支援に係るものですので。
- 教育長** ああ、そうかそうか、特別支援。ああ、なるほど。分かりました。
江口委員。
- 委員** 分かればいいのですが、額というのは平均で幾らぐらいですか。
- 教育長** 藤田課長。
- 学校教育課長** 学用品、通学用品費のほうで、小学生のほうで5,820円まで、中学生のほうで1万1,370円までとなっております。
- 教育長** 木佐谷委員。
- 委員** この限度額は結構国で毎年のように見直されたりはするのですか、結構ずっと変わらず、金額自体は。
- 教育長** 藤田課長。
- 学校教育課長** ちょっと前年度、その前と把握しておりませんので、これが見直しがどうということは分かっておりません。
- 教育長** そのほか。江口委員。
- 委員** 通学用品というのはいろいろあると思うのですが、こういったものはある程度サン

プルみたいなのがあって、こういったものだということ、例えば通学用品のランドセルとか、こういうものもちろん入らないですね。

○**教育長** 藤田課長。

○**学校教育課長** 今ランドセルということがあったと思うのですが、新入学児童生徒学用品、通学用品というのも今回定額に変わった対象になっています。

○**教育長** 篠原委員。

○**委員** 先ほど額が5,000とか1万とか、あれは1年間、毎月そのぐらいいは頂けるといっか、それは月額か年額かどちらでしたか。

○**教育長** 藤田課長。

○**学校教育課長** これについては申請になりますので、1回分ということで。

○**委員** それは年に1回と。

○**学校教育課長** はい。

○**教育長** 篠原委員。

○**委員** だったら、ノートとかそういうものなら5,000円とかでも十分だけれど。運動靴をかうとかそういうものときには、とても追いつかないですね、年に5,000円ぐらいいだと、ないよりはいいけれど。分かりました。

○**教育長** 答弁よろしいですか。藤田課長。

○**学校教育課長** 確かに額のほうは少ないというふうに私も感じるころです。若干入学したときの費用とかについては、今小学校のほうで2万5,555円、中学校のほうで2万8,990円というふうに若干高めになっていますね。

○**委員** ああ、そういうときは、それでできるのですね。

○**教育長** たくさんの質問ありがとうございました。

そのほかございますか。ないようですので、ご了承おきいただいたらと思います。

(4) 報告第20号 下松市立小中学校児童生徒善行表彰について

○**教育長** それでは、続きまして、報告第20号、下松市立小中学校児童生徒善行表彰についてを議題といたします。

担当のほうで説明をお願いいたします。藤田課長。

○**学校教育課長** 報告第20号、ページ数は5ページ、6ページになるかと思ひます。

下松市立小中学校児童生徒善行表彰について、ご説明いたします。これは下松市教育委員会表彰規則に基づいて、人命救助を行った生徒の行為をたたえ表彰を行うものであります。

表彰を受ける者は、末武中学校の1年生生徒6名で、表彰については6月30日16時から503会議室において表彰を予定しております。

表彰理由といたしましては、5月18日、下校した後に3名の男子生徒が周防花岡駅近くの踏切を通りかかりましたら、そこで線路内に入り込んでいた視覚障害者の男性を見つけたということで、危ないので声をかけ、そして手を引いて線路外に誘導をしたと、安全を確保したというものです。

もう安全であるということを確認して、その後、男子生徒はその場を立ち去ったのですが、この後、この男性がまた線路内に入っていらっしまったようです。そこで今度は女子生徒が3名通りかかりまして、「大丈夫ですか」とか声をかけていたところに、今度は居合わせた大人の男性が、その男性の方を連れ出してくださり、女生徒と一緒に安全なところに導いたというものです。

これについては一緒に居合わせた男性のほうから、生徒の行いについて学校のほうに報告がありまして、生徒の善行が分かったということでございます。

以上でございます。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、質問がありましたら挙手をお願いいたします。林委員。

○**委員** 非常にいい話だし、いいことだと思うのですが、申請は学校へ申請書とか何か出したりするわけですか。

○**教育長** 藤田課長。

○**学校教育課長** 学校のほうから申請書を頂きまして、こちらのほうで検討します。

○**教育長** 今回のそもそものいきさつというか、経緯をちょっと説明してもらったと思うのですが、その手続に関する。たまたま分かったわけですよね、学校が市の教育委員会表彰規程があるから、それに基づいて出してきたわけではないですね、そもそも。いいですか、その辺り。

○**学校教育課長** それが経緯は実は、申請ははじめ下松市に向けてなされたというよりは、今県のほうの表彰というのがありまして、そちらの方に出しましょうということで上げました。今県のほうではそれを精査されているところですけども、市のほうとしましても、この行いに対して非常によいということを受けまして、下松市の善行表彰の規則と照らし合わせた結果、これは当てはまるのではないかとということで校長先生のほうにも話をしまして、挙げていこうということになったという次第です。

○**教育長** 林委員いいですか。

○**委員** 当然これはだからマスコミにも出されて、表彰当日はそういうのも入ってくるわけですね。

○**教育長** 藤田課長。

○**学校教育課長** 当日、報道のほうにも連絡入っているので、今何件か問合せがもう今あったところです。

○**委員** 分かりました。

○**教育長** そのほかございますか。よろしいでしょうか。

表彰式は6月30日ということですので、しっかり子供たちの善行に対して賞賛をし、褒めたたえたいと思っております。

今日の議題は以上でございます。審議を終了したいと思います。

～ その他報告・連絡事項 ～

○**教育長** そのほか各課から連絡等がございましたら、お願いいたします。藤田課長。

○**学校教育課長** 7月28日木曜日、臨時教育委員会議を開催させていただきたいと思っております。ご協力をよろしくお願いいたします。

○**教育長** ありがとうございます。7月28日に定例会後ですね、よろしくお願いいたします。その他ございますか。金子課長補佐。

○**教育総務課課長補佐** 7月の行事予定についてお知らせします。資料は7ページになります。

来月の教育委員会定例会は7月28日木曜日、501会議室で予定しております。

また、前回お知らせしたときに日程でありました総合教育会議ですが、11月10日木曜日の午後を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○**教育長** 会場はどこですか。

○**教育総務課課長補佐** 市役所の5階、503会議室を今予定しておりますが、変わるかもしれません。また、決まりましたらご案内させていただきます。

○**教育長** 分かりました。そのほか報告はございますか。連絡とか。

ないようですので、以上をもちまして、第6回下松市教育委員会会議定例会を終了いたします。皆様お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後2時10分終了